

# 平成 2 9 年 1 2 月 亀山市議会定例会 提出議案 条 例 新 旧 対 照 表

	頁
議案第 8 7 号 亀山市行政組織条例の一部を改正する条例 . . . . .	1
議案第 8 8 号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 . . . . .	1 8
議案第 8 9 号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 . . . . .	2 3
議案第 9 0 号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例 . . . . .	2 4
議案第 9 1 号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 . . . . .	3 7
議案第 9 2 号 亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例 . . . . .	3 8
議案第 9 3 号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 . . . . .	4 1

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び部に属さない課を置く。</p> <p>総合政策部</p> <p><u>(1) 秘書に関する事項</u></p> <p><u>(2) 広報及び広聴に関する事項</u></p> <p><u>(3) 市政の総合企画及び調整並びに政策評価に関する事項</u></p> <p><u>(4) 議会に関する事項</u></p> <p><u>(5) 文書及び法規に関する事項</u></p> <p><u>(6) 統計に関する事項</u></p> <p><u>(7) 情報政策に関する事項</u></p> <p><u>(8) 市の組織及び職員に関する事項</u></p> <p><u>(9) 行政改革に関する事項</u></p> <p><u>(10) 予算に関する事項</u></p> <p><u>(11) 財産管理に関する事項</u></p> <p><u>(12) 入札及び契約に関する事項</u></p> <p><u>(13) 工事設計の審査に関する事項</u></p>	<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画総務部</p> <p><u>(1) 秘書に関する事項</u></p> <p><u>(2) 広報及び広聴に関する事項</u></p> <p><u>(3) 市政の総合企画及び調整並びに政策評価に関する事項</u></p> <p><u>(4) 議会に関する事項</u></p> <p><u>(5) 文書及び法規に関する事項</u></p> <p><u>(6) 統計に関する事項</u></p> <p><u>(7) 市の組織及び職員に関する事項</u></p> <p><u>(8) 情報政策に関する事項</u></p> <p><u>(9) 危機管理に関する事項</u></p> <p>財務部</p> <p><u>(1) 行政改革に関する事項</u></p> <p><u>(2) 予算に関する事項</u></p> <p><u>(3) 税の賦課及び徴収に関する事項</u></p>

( 1 4 ) 工事の検査に関する事項

( 1 5 ) 税の賦課及び徴収に関する事項

生活文化部

( 1 ) 市民相談、自治振興及び地域づくり支援に関する事項

( 2 ) 市民参画及び男女共同参画に関する事項

( 3 ) 国際化に関する事項

( 4 ) 医療給付に関する事項

( 5 ) 国民健康保険及び国民年金に関する事項

( 6 ) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

( 7 ) 環境の保全及び創造に関する事項

( 8 ) 廃棄物対策に関する事項

( 9 ) 支所及び出張所の窓口業務に関する事項

( 1 0 ) 支所及び出張所の所管区域内の事業に係る関係部との連携に関する事項

( 1 1 ) 観光に関する事項

( 1 2 ) 文化芸術の振興に関する事項

( 1 3 ) 人権に関する事項

( 1 4 ) スポーツの推進に関する事項

健康福祉部

( 1 ) 地域福祉に関する事項

( 4 ) 財産管理に関する事項

( 5 ) 入札及び契約に関する事項

( 6 ) 工事設計の審査に関する事項

( 7 ) 工事の検査に関する事項

市民文化部

( 1 ) 市民相談、自治振興及び地域づくり支援に関する事項

( 2 ) 国民健康保険及び国民年金に関する事項

( 3 ) 医療給付に関する事項

( 4 ) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

( 5 ) 文化芸術の振興に関する事項

( 6 ) スポーツの推進に関する事項

( 7 ) 人権に関する事項

( 8 ) 市民参画及び男女共同参画に関する事項

( 9 ) 国際化に関する事項

( 1 0 ) 支所及び出張所の窓口業務に関する事項

( 1 1 ) 支所及び出張所の所管区域内の事業に係る関係部との連携に関する事項

( 1 2 ) 観光に関する事項

健康福祉部

( 1 ) 地域福祉に関する事項

- ( 2 ) 生活保護に関する事項
- ( 3 ) 障がい者福祉に関する事項
- ( 4 ) 保健予防及び健康づくりの推進に関する事項
- ( 5 ) 高齢者福祉に関する事項
- ( 6 ) 地域医療に関する事項
- ( 7 ) 児童福祉に関する事項
- ( 8 ) 就学前の子どもに対する教育及び保育に関する事項
- ( 9 ) 子育て支援に関する事項
- ( 10 ) 母子福祉に関する事項

#### 産業建設部

- ( 1 ) 農業に関する事項
- ( 2 ) 林業に関する事項
- ( 3 ) 商工業に関する事項
- ( 4 ) 地域交通に関する事項
- ( 5 ) 道路、河川及び橋りょうに関する事項
- ( 6 ) 公園及び緑地に関する事項
- ( 7 ) 都市計画に関する事項
- ( 8 ) 建築に関する事項
- ( 9 ) 開発指導に関する事項
- ( 10 ) 住宅に関する事項

- ( 2 ) 生活保護に関する事項
- ( 3 ) 高齢者福祉に関する事項
- ( 4 ) 障がい者福祉に関する事項
- ( 5 ) 保健予防及び健康づくりの推進に関する事項
- ( 6 ) 地域医療に関する事項
- ( 7 ) 児童福祉に関する事項
- ( 8 ) 子育て支援に関する事項
- ( 9 ) 母子福祉に関する事項

#### 環境産業部

- ( 1 ) 環境対策及び環境保全に関する事項
- ( 2 ) 廃棄物の処理及び減量に関する事項
- ( 3 ) 林業に関する事項
- ( 4 ) 商工業に関する事項
- ( 5 ) 農業に関する事項

#### 建設部

- ( 1 ) 都市計画に関する事項
- ( 2 ) 公園及び緑地に関する事項
- ( 3 ) 道路、河川及び橋りょうに関する事項
- ( 4 ) 住宅に関する事項
- ( 5 ) 建築に関する事項

上下水道部

(1) 下水道に関する事項

防災安全課

(1) 危機管理に関する事項

(6) 開発指導に関する事項

(7) 下水道に関する事項

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第2項関係）  
（亀山市行政改革推進委員会条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第7条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。	（庶務） 第7条 委員会の庶務は、財務部 _____ において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第3項関係）  
（亀山市防災会議条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第7条 防災会議の庶務は、 <u>防災安全課</u> において処理する。	（庶務） 第7条 防災会議の庶務は、 <u>企画総務部</u> において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第4項関係）  
（亀山市水防協議会条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第6条 協議会の庶務は、 <u>防災安全課</u> において処理する。	（庶務） 第6条 協議会の庶務は、 <u>建設部</u> において処理する。



亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第5項関係）  
（亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

改正後	改正前
( 庶務 ) 第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。	( 庶務 ) 第7条 審議会の庶務は、企画総務部において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第6項関係）  
（亀山市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

改正後	改正前
( 庶務 ) 第7条 審議会の庶務は、 <u>生活文化部</u> において処理する。	( 庶務 ) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民文化部</u> において処理する。

**亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第7項関係）**  
**（亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）**

改正後	改正前
<p>（縦覧の場所及び期間）</p> <p>第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>（1） 亀山市<u>生活文化部</u></p> <p>（2）及び（3）(略)</p> <p>2 （略）</p> <p>（意見書の提出先及び提出期限）</p> <p>第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。</p> <p>（1） 亀山市<u>生活文化部</u></p> <p>（2）(略)</p> <p>2 （略）</p>	<p>（縦覧の場所及び期間）</p> <p>第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>（1） 亀山市<u>環境産業部</u></p> <p>（2）及び（3）(略)</p> <p>2 （略）</p> <p>（意見書の提出先及び提出期限）</p> <p>第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。</p> <p>（1） 亀山市<u>環境産業部</u></p> <p>（2）(略)</p> <p>2 （略）</p>

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第8項関係）  
（亀山市環境基本条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第26条 審議会の庶務は、 <u>生活文化部</u> において処理する。	（庶務） 第26条 審議会の庶務は、 <u>環境産業部</u> において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第9項関係）  
（亀山市住居表示審議会条例の一部改正）

改正後	改正前
( 庶務 ) 第7条 審議会の庶務は、 <u>生活文化部</u> において処理する。	( 庶務 ) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民文化部</u> において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第10項関係）  
（亀山市都市計画審議会条例の一部改正）

改正後	改正前
( 庶務 ) 第7条 審議会の庶務は、産業建設部において処理する。	( 庶務 ) 第7条 審議会の庶務は、建設部 _____ において処理する。

**亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 1 1 項関係）**  
**（亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正）**

改正後	改正前
<p>（組織）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 法第 1 4 条の規定に基づき、水道事業等の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるために<u>上下水道部</u>を置く。</p>	<p>（組織）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 法第 1 4 条の規定に基づき、水道事業等の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるために<u>建設部</u>を置く。</p>

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 1 2 項関係）  
（亀山市国民保護協議会条例の一部改正）

改正後	改正前
( 庶務 ) 第 7 条 協議会の庶務は、 <u>防災安全課</u> において処理する。	( 庶務 ) 第 7 条 協議会の庶務は、 <u>企画総務部</u> において処理する。



亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 1 3 項関係）  
（亀山市行政不服審査会条例の一部改正）

改正後	改正前
( 庶務 ) 第 6 条 審査会の庶務は、総合政策部において処理する。	( 庶務 ) 第 6 条 審査会の庶務は、企画総務部において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第14項関係）  
（亀山市いじめ再調査委員会条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第8条 再調査委員会の庶務は、 <u>生活文化部</u> において処理する。	（庶務） 第8条 再調査委員会の庶務は、 <u>市民文化部</u> において処理する。

亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2)(略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア)(略)</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下 _____ 「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ)(略)</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2)(略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア)(略)</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。) _____ までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ)(略)</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に</p>

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条\_\_\_\_\_において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（1）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

（2）当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

#### 第2条の5 （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1）～（5）（略）

（6）配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定す

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

#### 第2条の4 （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1）～（5）（略）

（6）配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこ

る保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（7）第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

（8）（略）

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_その  
他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じた  
ことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければそ  
の養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（7）第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること\_\_\_\_\_

（8）（略）

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_その他の育児休業の期  
間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたこと  
により当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長を  
しなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場  
合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事

情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_   
その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給与の額(以下「特別職報酬等の額」という。)について審議するため、亀山市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬_____の額並びに市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料の額(以下「特別職報酬等の額」という。)について審議するため、亀山市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>



亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>( 勤勉手当 )</p> <p>第47条 ( 略 )</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>( 1 ) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。 ) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>( 2 ) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 ( 略 )</p> <p>附 則</p>	<p>( 勤勉手当 )</p> <p>第47条 ( 略 )</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>( 1 ) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。 ) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の85_____を乗じて得た額の総額</p> <p>( 2 ) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に_____100分の40_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 ( 略 )</p> <p>附 則</p>

14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.275、12月に支給する場合においては100分の1.425を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表 別紙のとおり

14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に\_\_\_\_\_ 100分の1.275 \_\_\_\_\_を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に\_\_\_\_\_ 100分の85 \_\_\_\_\_を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表 別紙のとおり

<別紙>  
(改正前)

別表(第4条関係)

行政職給料表(一)

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500

(改正後)

別表(第4条関係)

行政職給料表(一)

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900

30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	

30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	

66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			

66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			

	102		297,000	345,100				
	103		297,400	345,500				
	104		297,700	345,900				
	105		297,900	346,400				
	106		298,200	346,800				
	107		298,600	347,200				
	108		298,900	347,600				
	109		299,100	348,100				
	110		299,500	348,500				
	111		299,900	348,800				
	112		300,200	349,100				
	113		300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

	102		296,600	344,700				
	103		297,000	345,100				
	104		297,300	345,500				
	105		297,500	346,000				
	106		297,800	346,400				
	107		298,200	346,800				
	108		298,500	347,200				
	109		298,700	347,700				
	110		299,100	348,100				
	111		299,500	348,400				
	112		299,800	348,700				
	113		299,900	349,200				
	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後		改正前																							
<p>（給料表）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>園長、館長及び主幹の職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>1 課長、工事検査監、設計審査監及び副参事の職務 2 困難な業務を分掌する園長及び館長の職務</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>理事、部長、次長、支所長、危機管理監及び参事の職務</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>1 消防長の職務 2 困難な業務を分掌する理事及び部長の職務</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	基準となる職務	（略）	（略）	5級	園長、館長及び主幹の職務	6級	1 課長、工事検査監、設計審査監及び副参事の職務 2 困難な業務を分掌する園長及び館長の職務	7級	理事、部長、次長、支所長、危機管理監及び参事の職務	8級	1 消防長の職務 2 困難な業務を分掌する理事及び部長の職務	<p>（給料表）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>室長、工事検査監、設計審査監、専門監、園長、副参事、副室長及び主幹の職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>1 参事の職務 2 困難な業務を分掌する室長、工事検査監、設計審査監、専門監、園長及び副参事の職務</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>1 消防長、理事、部長、局長、支所長及びセンター長の職務 2 困難な業務を分掌する参事の職務</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	基準となる職務	（略）	（略）	5級	室長、工事検査監、設計審査監、専門監、園長、副参事、副室長及び主幹の職務	6級	1 参事の職務 2 困難な業務を分掌する室長、工事検査監、設計審査監、専門監、園長及び副参事の職務	7級	1 消防長、理事、部長、局長、支所長及びセンター長の職務 2 困難な業務を分掌する参事の職務
職務の級	基準となる職務																								
（略）	（略）																								
5級	園長、館長及び主幹の職務																								
6級	1 課長、工事検査監、設計審査監及び副参事の職務 2 困難な業務を分掌する園長及び館長の職務																								
7級	理事、部長、次長、支所長、危機管理監及び参事の職務																								
8級	1 消防長の職務 2 困難な業務を分掌する理事及び部長の職務																								
職務の級	基準となる職務																								
（略）	（略）																								
5級	室長、工事検査監、設計審査監、専門監、園長、副参事、副室長及び主幹の職務																								
6級	1 参事の職務 2 困難な業務を分掌する室長、工事検査監、設計審査監、専門監、園長及び副参事の職務																								
7級	1 消防長、理事、部長、局長、支所長及びセンター長の職務 2 困難な業務を分掌する参事の職務																								
<p>（勤勉手当）</p> <p>第47条（略）</p>		<p>（勤勉手当）</p> <p>第47条（略）</p>																							

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90

\_\_\_\_\_を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5

\_\_\_\_\_を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35

\_\_\_\_\_

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得

た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給

する場合においては100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100

\_\_\_\_\_



\_\_\_\_\_を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、  
勤勉手当減額基礎額に100分の90

\_\_\_\_\_を乗じて得た  
額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表 別紙のとおり

分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、  
勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の  
85、12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た  
額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表 別紙のとおり

(改正後)

別表(第4条関係)

行政職給料表(一)

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900

<別紙>

(改正前)

別表(第4条関係)

行政職給料表(一)

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900

30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		

30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	

66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			

66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			

	102		297,000	345,100					
	103		297,400	345,500					
	104		297,700	345,900					
	105		297,900	346,400					
	106		298,200	346,800					
	107		298,600	347,200					
	108		298,900	347,600					
	109		299,100	348,100					
	110		299,500	348,500					
	111		299,900	348,800					
	112		300,200	349,100					
	113		300,300	349,600					
	114		300,600						
	115		300,900						
	116		301,300						
	117		301,500						
	118		301,700						
	119		302,000						
	120		302,300						
	121		302,700						
	122		302,900						
	123		303,200						
	124		303,500						
	125		303,800						
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

	102		297,000	345,100					
	103		297,400	345,500					
	104		297,700	345,900					
	105		297,900	346,400					
	106		298,200	346,800					
	107		298,600	347,200					
	108		298,900	347,600					
	109		299,100	348,100					
	110		299,500	348,500					
	111		299,900	348,800					
	112		300,200	349,100					
	113		300,300	349,600					
	114		300,600						
	115		300,900						
	116		301,300						
	117		301,500						
	118		301,700						
	119		302,000						
	120		302,300						
	121		302,700						
	122		302,900						
	123		303,200						
	124		303,500						
	125		303,800						
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(開所時間)</p> <p>第5条 放課後児童クラブの開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 井田川小学校区放課後児童クラブ及び井田川小学校区第二放課後児童クラブ 午後0時30分から午後5時30分まで。ただし、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)にあっては午前8時から午後5時30分まで、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項の規定により亀山市教育委員会が定める日(以下「休業日」という。)にあっては午前7時30分から午後5時30分までとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(開所時間)</p> <p>第5条 放課後児童クラブの開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 井田川小学校区放課後児童クラブ及び井田川小学校区第二放課後児童クラブ 午後0時30分から午後5時30分まで。ただし、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)にあっては午前8時から午後5時30分まで、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条_____の規定により亀山市教育委員会が定める日(以下「休業日」という。)にあっては午前7時30分から午後5時30分までとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前							
別表第1（第32条関係）						別表第1（第32条関係）							
種別	料率 用途	基本料金（1月につき）			超過料金 （1立方メートルにつき）	摘要	種別	料率 用途	基本料金（1月につき）			超過料金 （1立方メートルにつき）	摘要
		メーター口径	水量	料金					メーター口径	水量	料金		
専用	一般用	13ミリメートル	5立方メートル	712円	6立方メートルから10立方メートルまで		専用	一般用	13ミリメートル	10立方メートル	1,080円	11立方メートルから20立方メートルまで	
		20ミリメートル	5立方メートル	950円	11立方メートルから20立方メートルまで				98円				
		25ミリメートル	5立方メートル	1,414円	21立方メートルから30立方メートルまで				111円				
		30ミリメートル	5立方メートル	2,397円	31立方メートルから50立方メートルまで				114円				
		40ミリメートル	5立方メートル	5,162円	50立方メートルまで				97円				
		50ミリメートル	5立方メートル	8,974円	50立方メートルまで				97円				
		75ミリメートル	5立方メートル	12,441円	50立方メートルまで				97円				
		100ミリメートル	5立方メートル	21,546円	50立方メートルまで				97円				
専用	一般用	13ミリメートル	10立方メートル	1,080円	11立方メートルから20立方メートルまで		専用	一般用	13ミリメートル	10立方メートル	1,080円	11立方メートルから20立方メートルまで	
		20ミリメートル	10立方メートル	1,285円	21立方メートルから30立方メートルまで				95円				
		25ミリメートル	10立方メートル	1,674円	31立方メートルから50立方メートルまで				97円				
		30ミリメートル	10立方メートル	2,505円	50立方メートルまで				97円				
		40ミリメートル	10立方メートル	4,849円	50立方メートルまで				97円				
		50ミリメートル	10立方メートル	8,078円	50立方メートルまで				97円				
		75ミリメートル	10立方メートル	11,016円	50立方メートルまで				97円				
		100ミリメートル	10立方メートル	18,738円	50立方メートルまで				97円				

	トル		円	116円
	150ミリメートル		49,777円	51立方メートルから100立方メートルまで
	200ミリメートル		84,823円	101立方メートルから200立方メートルまで
			142円	201立方メートル以上
			173円	
			178円	
(略)		(略)	(略)	(略)
共用	13ミリメートル	5立方メートル	712円	6立方メートルから10立方メートルまで
	20ミリメートル	ルまで	950円	98円
	25ミリメートル		1,414円	11立方メートルから20立方メートルまで
	30ミリメートル		2,397円	111円
				21立方メートル

	トル		円	99円
	150ミリメートル		42,660円	51立方メートルから100立方メートルまで
	200ミリメートル		72,360円	101立方メートルから200立方メートルまで
			120円	201立方メートル以上
			147円	
			151円	
(略)		(略)	(略)	(略)
共用	13ミリメートル	10立方メートル	1,080円	11立方メートルから20立方メートルまで
	20ミリメートル	トルまで	1,285円	95円
	25ミリメートル		1,674円	
	30ミリメートル		2,505円	
				21立方メートル



					ルから30立方メートルまで						ルから30立方メートルまで			
					<u>114円</u>						<u>97円</u>			
					31立方メートルから50立方メートルまで						31立方メートルから50立方メートルまで			
					<u>116円</u>						<u>99円</u>			
					51立方メートルから100立方メートルまで						51立方メートルから100立方メートルまで			
					<u>142円</u>						<u>120円</u>			
					101立方メートルから200立方メートルまで						101立方メートルから200立方メートルまで			
					<u>173円</u>						<u>147円</u>			
					201立方メートル以上						201立方メートル以上			
					<u>178円</u>						<u>151円</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)														

亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 病床の数は、一般病床<u>92</u>床とする。</p> <p>4 <u>病院事業の附帯事業として次に掲げる事業を行うため、訪問看護ステーションを設置する。</u></p> <p><u>(1)健康保険法(大正11年法律第70号)に規定する指定訪問看護</u></p> <p><u>(2)高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する指定訪問看護</u></p> <p><u>(3)介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する訪問看護及び介護予防訪問看護</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 病床の数は、一般病床<u>94</u>床とする。</p>